

えひめ香る地酒プロモーション促進事業委託業務 仕様書

1 業務目的

酒蔵のアフターコロナにおける需要拡大を後押しするため、愛媛県酒造組合が中心となり、県内 22 蔵元が商品開発した「愛媛さくらひめシリーズ」の国内外へのプロモーションを行うことで、愛媛の地酒全体の認知を向上させ、酒蔵の経営強化を図る。

2 業務の内容

愛媛県酒造組合が中心となって一斉販売を開始した「愛媛さくらひめシリーズ」のプロモーションの事業効果を最大化するための具体的な実施方法を提案すること。

「愛媛さくらひめシリーズ」の国内外へのプロモーション

「愛媛さくらひめシリーズ」の認知向上と販売拡大に繋げるため、国内外での継続したプロモーションを実施する。

①国内プロモーションの実施

- ・テレビ局などのマスメディアと連携したプロモーションの実施
- ・県内の販売店や飲料店での販売促進プロモーションの実施

②国外プロモーションの実施

- ・台湾にてメディア向けの発表会や日本料理店とタイアップしたイベントを実施
- ・ブランドコンテンツを海外の消費者が理解しやすいよう多言語化を行う

(留意事項)

- ・「愛媛さくらひめシリーズ」の持つストーリー性や愛媛の食材・食器とのマリアージュを活かしたプロモーションに努めること。
- ・イベント実施にあたっては、販売店や飲食店とタイアップした販売促進キャンペーンを行うなど、工夫すること。
- ・完成した商品のプロモーションに留まらず開発に至った背景や開発状況に関する情報発信を行うこと。
- ・マスメディアとの連携にあたっては、関西圏でのプロモーションを効果的に行えるよう工夫すること。
- ・愛媛県との食文化、日本酒の交流関係が密接であることに加え、令和4年度にメディアへのアプローチを行っているため、台湾をターゲットとしたプロモーションを効果的に行えるよう工夫すること。
- ・2025 年に開催される大阪・関西万博を見据えた関西圏域での露出強化や交通・飲食事業者とのタイアップ企画などを含めることが望ましい。

4 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業状況のとりまとめに必要なものとする。

(1) 対象経費

① 人件費

業務従事者の賃金、法定福利費(事業主負担分に限る)、社内規定等で必要とされる範囲の諸手当(通勤手当等)

② 事業費

ア 賃借料 申請者情報の取りまとめ等に使用するパソコン等のリース料、業務実施に必要なとなる会場の借り上げに係る経費等

イ 消耗品費 事業実施に必要な消耗品購入経費等

ウ 旅費 現地調査旅費等

エ 役務費 通信運搬費

オ その他 その他知事が事業運営に必要なと認める経費

③ 一般管理費

事業全般を管理する際に発生する雑務的経費

④ 委託契約に係る消費税及び地方消費税等

ア 課税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とすること。

イ 免税事業者の場合

それぞれの経費については、消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、課税仕入れ額を合算したものを消費税及び地方消費欄に記載すること。

(2) 対象とならない経費

① 5万円以上の機械・機器等の購入代金

② 土地、建物を取得する経費

③ その他、事業との関連が認められない経費

5 実施体制

業務の実施にあたっては、委託者との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるよう体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

・受託者は本業務委託を指揮する総括管理者を配置し、やむを得ない場合を除き変更しないこと。

・総括管理者は、①企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること、②申請等の管理や関係者との連絡調整を行うこと、③委託者との連絡を密に行い業務を進め遅滞なく業務が遂行できるよう人員及び体制の確保を行うこと、④本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと、⑤経費・事業内容等、委託者から報告を求められた際は速やかに対応すること。

6 委託期間

契約締結日より令和6年3月31日までとする。

7 事業計画書及び報告書の提出

- ・受託者は、契約締結後受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、速やかに事業計画書を作成して県に提出すること。
- ・委託業務完了後、10日以内に実績報告書を作成し、県の完了検査を受けること。
- ・県は、必要がある場合は委託者に対して委託業務の進捗及び処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

8 留意事項

- ・本業務の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りでない。
- ・本業務は、別記「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- ・本業務の実施に当たっては、関係法令を順守し、委託者と協議を重ねながら、適正に履行すること。

9 秘密保持

- ・本業務に関し、受託者から県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ・本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知りえた業務上の秘密を保持しなければならない。

10 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年10月16日愛媛県条例41号)に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務(再委託した場合を含む。)を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、個人情報の保護の取扱いについては疑義がある場合は、県に協議すること。

11 著作権等

- ・本仕様に規定するところにより、受託者が愛媛県に引き渡すべき成果物は、本県の所有とする。
- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。

- ・成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。)は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、委託者はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権(著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。)が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果物については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

12 成果物

- ・実績報告書のほか、委託事業を実施したことが証明できる書類及びデータ等を添付すること。(データはCDまたはDVDに記録し、提出前にウイルスチェックを実施すること。)
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類。

13 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

14 参考(今後のスケジュール)

- | | |
|---------|----------------|
| 令和5年7月 | :台湾プロモーションイベント |
| 令和5年7月 | :県内販促キャンペーン |
| 令和5年12月 | :マスメディアプロモーション |